

様式 1 - 1 指定場所配達に関する依頼書(車庫・物置等)

指定場所配達に関する依頼書

年 月 日

日本郵便株式会社

郵便局長

不在等の場合、私及び同居人宛の郵便物等については、次のとおり指定場所に配達することを依頼します。

ご依頼者の氏名	フリガナ -----										
ご依頼者の住所	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> <td style="width: 20px; height: 20px;"></td> </tr> </table> -----										
ご自宅電話番号	- -										
携 帯 電 話	- -										
実施希望時期	年 月 日 () 以降										
指 定 場 所	指定場所 [] 略図(物置や車庫などの場所を記入してください。)										

注： 本用紙の提出に当たっては、別紙「ご留意事項」を十分お読みの上、郵便局に提出していただきますようお願いいたします。

ご 留 意 事 項

「指定場所配達に関する依頼書」の提出に当たっては、次の事項を十分お読みの上、郵便局に提出していただきますようお願いします。

- 1 ご依頼に当たっては、次の要件を備えた一箇所の場所を、お客様及び同居人（以下「受取人」といいます。）がご不在等の場合に配達する場所（以下「指定場所」といいます。）として、選定していただきますようお願いします。ご依頼を受けた場所は、あらかじめ受取人あての郵便物等の配達を受け持つ郵便局（以下「配達局」といいます。）において確認をさせていただき、適当でない場合は、その旨を「指定場所配達に関する依頼書」に記載されている電話番号その他の方法により連絡させていただきますので、実施希望時期まで余裕をもって提出していただきますようお願いします。
 - (1) 受取人の住所又は居所と同一建物内又は同一構内であること
 - (2) 郵便物等が外部から容易に判らず、事故の恐れがないこと
 - (3) 降雨等により、郵便物等が汚損する恐れがない等、郵便物等を安全に保管できること
- 2 受取人あての郵便物等について、受取人がご不在等の場合は、次のとおり指定場所に郵便物等を配達等いたします。
 - (1) ゆうパックのように、受取人の受領印が必要な郵便物等については、郵便物等を指定場所に差し置いた後、当該郵便物等の配達証に、配達担当者が配達日時及び配達場所を記入し、配達の証印又は署名を行うことによって配達が完了します（受取人の受領印を要しない郵便物等については、指定場所に郵便物等を差し置いたことによって配達が完了します。）。
 - (2) 降雨等により郵便物等を汚損する恐れがある、郵便物等を安全に保管できないその他の理由により指定場所に郵便物等を配達できない場合は、郵便物等を配達局に持ち戻ります。
 - (3) 上記(2)により、郵便物等を配達局に持ち戻の場合は、ご不在連絡票により受取人にお知らせし、受取人のご希望される方法で再配達等します。
- 3 指定場所に配達を行うことができる郵便物等は、速達、配達時間帯指定郵便及び配達日指定郵便とする郵便物等を含む次の郵便物等です。
 - (1) 郵便受箱又は差入口に入らないゆうメール、ゆうパケット及び郵便物（国際通常郵便物を含みません。）
 - (2) ゆうパック（国際小包郵便物を含みます。）
 - (3) 特定記録郵便物等（国際特定記録郵便物を含みます。）
 - (4) EMS郵便物
 - ※ 対象外郵便物等
新特急郵便、書留、セキュリティ、交付記録郵便、返信依頼郵便、代金引換、保冷、生ものを内容とする郵便物等、料金・運賃又は手数料の支払を要する郵便物等、国際書留通常郵便物、受取通知又は保険付とする国際郵便物、税付郵便物
- 4 その他
 - (1) 指定場所に郵便物等を配達した後、万一当該郵便物等の亡失等があった場合は、郵便局は損害賠償を行いません。
 - (2) 指定場所に配達された郵便物等に、毀損等外部に異状がある場合や不審な点等がある場合は、開封せず、すぐに配達局までご連絡願います。
 - (3) 指定場所が郵便物等を安全に保管できない場合等、必要に応じて「指定場所配達に関する依頼書」に記載されている電話番号その他の方法により連絡させていただくことがあります。
 - (4) 指定場所配達について、変更、一時停止又は中止をご希望される場合は、実施時期まで余裕をもって、配達局にご連絡ください。
 - (5) その他ご不明な点等につきましては、配達を受け持つ郵便局へお尋ねください。